

「担い手経営安定新法」 とJA福島中央会の取組 みとその成果①！！

「JA出資型農業法人の設立」
JA福島中央会 経営指導部
経済事業改革室長 佐藤 悟



国は、平成18年6月に「担い手経営安定新法」を制定、同年9月から、秋まき麦を作付けする農業者の「品目横断的経営安定対策」の加入申請手続きがスタートした。この政策は、戦後最大の農政改革とも呼ばれ、今まさに農業の大転換の時期を向えている。

JAグループ福島としても平成17年度より、「担い手戦略の策定」と「担い手専任部署の設置」等を県内各JAに推進、ほぼ全JAで戦略策定、専任部署が設置された。「品目横断的経営安定対策」が導入され1年が経過し、生産現場からの意見を聞き、平成20年2月に「水田経営所得安定対策」として、名称・要領が変更され、2年度目の加入申請手続きがこの4月から開始されている。

「JA出資型農業法人の設立」

本会としては、以上を踏まえ、JA出資型農業法人の設立支援を重点事項と定め、各関係機関と連携の上、現場での法人設立及び運営コンサルを実施してきた。JA出資型農業法人には、次の2つの設立背景、種類がある。

① 管内農家は小規模であり、品目横断的経営安定対策の加入者要件を満たす担い手がない、集落営農も進まない。高齢化等により、将来的に農業をやる人がいなくなることが懸念されることから、JA自らが、担い手となり農業経営を実施し、地域農業の生産基盤を強化する。必要に応じ、品目横断対策の受け皿になる。⇒ 「JA主導型農業生産法人」

② 品目横断上の集落営農組織は、将来的に農業生産法人化が要件とされている。集落営農組織の法人化については、関係機関と連携の上、JAが積極的に支援し、設立時の資金繰りが厳しい時に、JAで出資するとともに、経理・税務・経営面等についての支援をする。
⇒ 「担い手支援型JA出資法人」

平成18年度からの2年間で、県内に6つのJA出資型農業法人が設立された（予定含む）。まず、平成18年7月に、県内初のJA子会社による農業生産法人「みらいアグリサービス（株）」（JA伊達みらい）が設立（①「JA主導型農業生産法人」）。これにより、管内328名の大豆・麦農家が約55haの農地を集積し、品目横断に加入、管内農家より評価をされている。また、自らが認定農業者として、あなぼ柿や加工トマト、人参等野菜の契約栽培を進めている（約1.7ha）。平成19年度には、「職業紹介事業」の厚生労働大臣認可を受け、労働力が不足する農家に対して、労働力を斡旋・紹介している。初年度は、約60戸の農家に、約90名の求職者を延べ3,064日の紹介をした。

次に、「担い手支援型JA出資法人」②として、「（株）松川アグリ農産」（JA新ふくしま）、「（農）梨子木ライスセンター」（JAみちのく安達）が、それぞれ平成19年4月に設立された。これらは、ライスセンター利用の既存任意組織を法人化した例であり、JAが資本総額の10%程度出資し（JAの連結決算対象外範囲）、支援している。

同じく「担い手支援型JA出資法人」として、平成20年3月には、JAいわき市において、「（株）ゆいのさと駒込」と「（農）永井ファーム」の2法人が同時に設立、JAの通常総代会付議後（農事組合法人への加入は総代会議決事項）、10%程度で増資する予定である。

また、JAすかがわ岩瀬においては、既存の子会社「（株）ジェイエイあぐりすかがわ岩瀬」において、農作業受託事業を平成20年4月から開始した。

以上、この2年間で6つのJA出資法人が各地域の実態に応じた形態で設立された。既存のJA会津みどり2法人、JA郡山市1法人を加え、JA出資法人は県内で9法人となった。

農家の皆様へ

20年産加入申請受付中!

水田経営所得安定対策のお知らせ

水田経営所得安定対策は、米・麦・大豆を作付けする担い手の農業経営を安定させるために導入された支援策です。

この対策に加入すれば、麦・大豆の諸外国との生産条件の格差を補正する交付金や、米・麦・大豆の農業収入が減少した時の影響を緩和する交付金を受けられます。

平成20年産から加入要件や申請手続きが改善され、加入しやすくなりましたので、この機会に是非ご加入頂き、あなたの経営の安定・発展にお役立て下さい。

皆様の加入をお待ちしております。
(詳しくは裏面の相談窓口へお問い合わせ下さい。)

加入受付期間は
4/1~6/30
です!



● 加入要件はどうなってるの?

⇒ 加入申請時に次の要件を満たしていれば加入できます。

基本原則

- ① 田畑の経営面積が4ha以上の認定農業者（法人を含む）
- ② 田畑の経営面積が20ha以上の集落営農組織（特定農業団体を含む）

なお、経営面積が基本原則を満たしていなくとも、以下の特例や市町村特認を活用して加入できます。

特例・特認について

- ① 物理的特例…農地が少ないなど物理的に規模拡大が困難な地域では、面積要件が引き下げられています（引下げ後の面積は地域ごとに設定）
- ② 所得特例…農業所得が市町村基本構想の目標額の過半に達しており、かつ、対象品目に係る所得、収入又は経営面積のいずれかが経営全体の概ね1/3（27%）以上であれば対象となります
- ③ 生産調整特例…地域の生産調整の過半を受託している集落営農組織は、面積要件が引き下げられています（下限面積：中山間4ha、その他7ha）

【新設】

- ④ 市町村特認…地域水田農業ビジョンの担い手リストに掲載されている認定農業者又は集落営農組織であって市町村に特認手続きを申請して、適当と認められれば対象となります

詳しくは、お近くのJAや下記の窓口などにお問い合わせ下さい!

	出先機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
受付・相談窓口	福島農政事務所農政推進課	960-8107	福島市浜田町1-9	024-534-4145	024-534-5253
	地域第一課	965-0057	会津若松市町北町大字藤室字達摩183	0242-22-7381	0242-22-7385
	地域第二課	963-8843	郡山市川向128	024-937-3980	024-937-3984
	地域第三課	970-8026	いわき市平字堂根町4-11いわき地方合同庁舎	0246-23-8511	0246-23-8512
	地域第四課	961-0912	白河市旭町1-242	0248-22-1241	0248-22-1243
	南相馬統計・情報センター	975-0039	南相馬市原町区青葉町2-62-2	0244-24-1151	0244-24-1082
相談窓口	福島統計・情報センター	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-534-1903	024-534-4265
	会津若松統計・情報センター	965-0873	会津若松市追手町6-11会津若松合同庁舎	0242-28-2700	0242-28-5525
	郡山統計・情報センター	963-8013	郡山市神明町4-22	024-922-1614	024-934-5419
	郡山統計・情報センター白河庁舎	961-0074	白河市字郭内1-136白河小峰城合同庁舎	0248-23-2745	0248-27-0031
	いわき統計・情報センター	971-8131	いわき市常磐上矢田町田端25	0246-29-2050	0246-28-1611